

# 三重県新規就農者育成方針

制 定 令和4年5月13日

最終改訂 令和7年3月31日

## 1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

本県の令和2年の基幹的農業従事者数は、18,819人と10年間で46.0%減少している。令和2年の基幹的農業従事者のうち65歳以上の占める割合は、81.1%となり、高齢化の進行が深刻な状況である。農業従事者の高齢化・減少が進む中、新規就農者の確保・育成に重点的に取り組むことが重要である。

近年では、毎年150名程度の青年新規就農者（45歳未満）数で推移しているが、農業法人等への就職者が約8割を占め、独立自営の新規就農者を確保・育成していくことが課題となっている。

そのため、独立自営の新規就農者の確保・育成に向け、本県では、関係機関や地域の農業者が連携した総合的なサポート体制を構築し、就農に向けた情報提供や就農相談から、就農後の定着、経営発展まで、きめ細かく支援に取り組んでいく。

### 新規就農者数（50歳未満）の目標

現状値（令和元年度から令和5年度の5か年平均）	164人/年
目標値（令和11年度）	193人/年

## 2 新規就農者に対するサポート内容

（別紙1）都道府県サポート計画の第2に記載のとおり

## 3 経営発展支援事業及び初期投資促進事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる別表1の2に基づく都道府県加算ポイントの設定

（別紙2）三重県における都道府県加算ポイントに記載のとおり